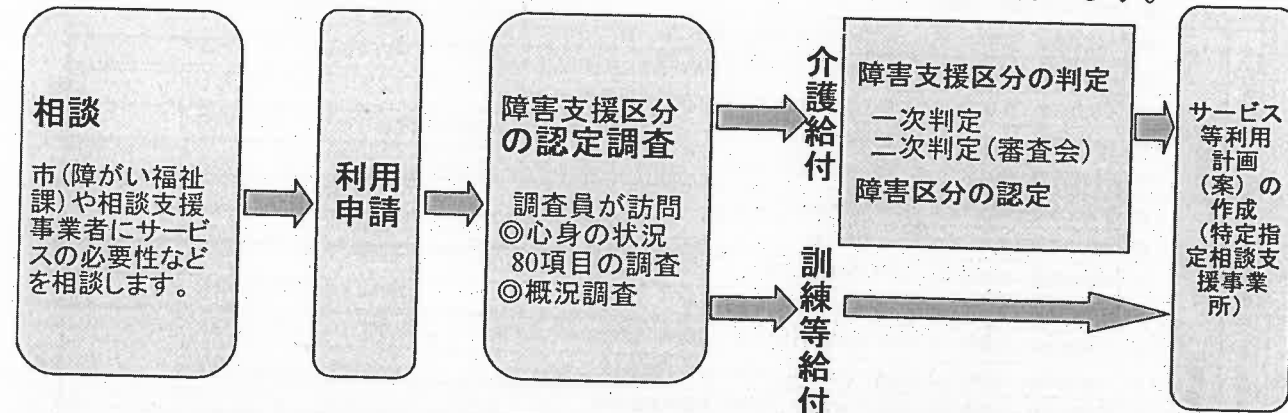


障害福祉サービス

サービス利用の流れ

自立支援給付（介護給付、訓練等給付）を利用するための流れを紹介します。

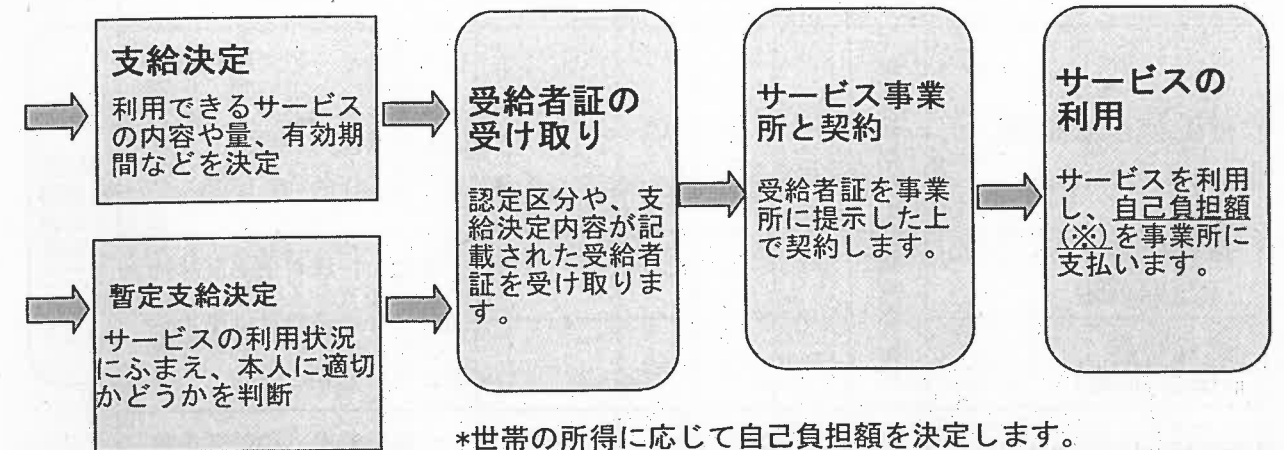


サービスの内容

主なサービスの内容は次のとおりです。

訪問系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	居宅介護(ホームヘルプ)	介護給付	○	○	○	1以上	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (身体介護・家事援助・通院介助)
	重度訪問介護	介護給付	○	○	○	4以上の一部	重度の肢体不自由者その他の障害者であって、常時介護を必要とする者に対して、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の移動支援や介護を総合的にを行います。
	同行援護	介護給付	○	—	—	アセスメント票で判断	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者が外出する際の必要な情報支援、移動援護等の支援を行います。
	行動援護	介護給付	—	○	○	3以上の一部	知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	短期入所	介護給付	○	○	○	1以上	自宅で介護する家族等が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス利用の流れ



サービスの内容

居住系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	共同生活援助(グループホーム)	訓練等給付	○	○	○	—	共同で生活する住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
日中活動系サービス	施設入所支援	介護給付	○	○	○	3または4以上 通所困難な人	施設に入所する者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。
	療養介護	介護給付	○	—	—	5又は6	長期に入院し、医療と常時介護を必要とする者に対して、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医学管理下での介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	介護給付	○	○	△	2又は3以上	常に介護を必要とする者に対して、日中、施設内での入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

難病等の方々も身体障害者手帳の有無に関わらず、居宅介護や就労系サービスが必要と認められた場合には障害福祉サービスを利用することができます。
対象疾患が決められていますので、担当者へお気軽にご相談ください。